

森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度説明会・活動事例報告会  
質疑の回答

【質問1】 当会（活動組織）は、令和3年から地域環境保全タイプで活動しており、令和5年に終了予定です。同じ林班で令和6年から森林資源利用タイプで活動する場合、令和6年に活動推進費を交付していただけるのでしょうか？

（回答1）

森林・山村多面的機能発揮対策の手引きに、

・活動推進費は事業開始の初年度のみ認められます（既に申請済みの活動組織は対象外です）。と記載してあります。

この考えを林野庁に確認したところ、「地域環境保全タイプ」と「森林資源利用タイプ」は、活動内容等が違いため、新たな活動計画を作成する場合、活動推進費の申請は可能です。

【質問2】 国からの交付金12万円に対して、市町村は2万円の負担を行った場合、道も2万円補助するとありますが、セミナーの中で道がさらに市町村へ1/2を負担すると聞こえたように思いますが、正しいでしょうか。  
つまり、市町村の実質負担額は1万円となりますでしょうか。

（回答2）

例として、地域環境保全タイプ（里山林保全活動）を選択し、森林面積1haで実施した場合、事業1年目の国からの補助金は12万円になります。

これに市町村が上乘せ助成を行う場合はプラス2万円、市町村が上乘せ助成を行う場合、道も市町村負担額を上限として助成できることとなりますのでプラス2万円となり、活動組織への助成総額は12万円+2万円+2万円の合計16万円となります。（スライドの11枚目）

市町村の助成額が2万円の場合、次のスライドで「市町村の負担の7/10が国から特別交付税措置される予定」ですので、市町村の実質負担額は、 $20,000 \text{円} \times 7/10 = 14,000 \text{円}$ （国から市町村への特別交付税措置予定額）  
 $20,000 \text{円} - 14,000 \text{円} = 6,000 \text{円}$ （市町村実質負担予定額）となります。

ご質問にある「道がさらに市町村に1/2を負担する。」については、この特別交付税措置のお話で、国から市町村への特別交付税措置予定が7/10、国から道への特別交付税措置予定が1/2ということであり、道から市町村へ1/2が補助されるということではありません。

市町村の実質負担予定額は、上記のとおり6,000円となります。